

施策の進め方に関する考え方の整理

- 政府が策定する大綱は、これからの我が国物流が向かうべき方向性を骨太に示した内容とするべきである。計画期間は、交通基本計画等の他の政府計画との整合を図るため、2020 年度までとすることが望ましい。さらに我が国経済社会と物流を取り巻く状況が計画期間内に大きく変化した場合には、必要に応じて本大綱の改定を行うこととする。
- また、大綱で示された方向性に基づいて具体的な施策を政府が一体となって計画的に実施していくため、総合物流施策推進プログラムを策定し、PDCA 方式により進捗管理を行っていくべきである。
- 総合物流施策推進プログラムは、現行の大綱においても策定され、推進会議においてフォローアップされてきたところであるが、施策の優先順位や具体的な到達点が必ずしも明らかでなかったという問題点や、フォローアップが短期間で作業量も多いが必ずしも PDCA の機能を十全に発揮できていなかったという指摘もあるところである。
- そこで、上記プログラムの策定においては、目指すべき姿をできる限り定量的な数値で示した KPI を設定することとするとともに、「いつまでに、誰が、何を」行うのかを明らかにした工程表を作成する必要がある。

また、フォローアップにおいては作業期間を十分に確保するとともに、官民が一体となってその時点における施策の進捗状況と残されている課題を共有し、進捗が思わしくない場合には特に当該部分の推進を図ること等によって PDCA の効果を十分に発揮していくための取組が求められるところである。
- 物流施策の円滑な推進に当たっては、関係省庁や荷主、物流事業者といった民間との連携が重要となることはもちろんのこと、各省庁内の地方支分部局や、地方自治体といった公的主体との連携を強化していくことも重要になっていくと考えられる。